

諮詢庁：内閣総理大臣

諮詢日：平成28年5月11日（平成28年（行情）諮詢第362号）

答申日：平成28年11月9日（平成28年度（行情）答申第501号）

事件名：「会計検査院に対する特定秘密の提供について」（政府統一見解）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「衆院予算委員会に提出された特定秘密保護法に関する政府統一見解」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「会計検査院に対する特定秘密の提供について」（政府統一見解）（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成28年3月23日付け閣情第312号により内閣情報官（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、電磁的記録の特定を求める。

2 審査請求の理由

電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諒問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に至るまでの経緯について

平成28年2月20日付け（同年2月22日受付）で、審査請求人から本件請求文書の開示請求があった。

これを受け、処分庁は、原処分を行ったところ、平成28年4月3日付け（同年4月4日受付）で、審査請求が提起されたものである。

なお、本件対象文書については、原処分において全部開示している。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、会計検査院に対する特定秘密の提供について、平成2

8年2月12日付けで提出された、政府統一見解である。

3 審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

審査請求について

審査請求人は、上記審査請求の理由として、「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。」と主張している。

しかしながら、処分庁は、本件対象文書を紙媒体で保有しており、本件対象文書を電磁的記録により交付する場合、スキャナで読み取って作成した電磁的記録を交付する以外の選択肢はないことから、処分庁による原処分は妥当である。

なお、処分庁は、行政文書開示等決定通知書の「3 開示の実施方法等」欄において、開示の実施に際し、審査請求人が選択可能な方法等を複数示している。

4 結語

以上のとおり、電磁的記録の特定を求める審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、処分庁における原処分は適法に行われていることから、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年5月11日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「会計検査院に対する特定秘密の提供について（政府統一見解）（平成28年2月12日、内閣官房）」である。

審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮詢庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、平成28年2月12日に衆議院予算委員会に提出した「会計検査院に対する特定秘密の提供について（政府統一見解）」と題する会計検査院に対する特定秘密の提供について政府の統一的な見解を示した文書である。

イ 本件対象文書は、内閣情報調査室の担当者がパソコンを使用して作成したものであるが、決裁・提出後は紙媒体に印刷したものを行政文書として保管しており、原稿である電磁的記録については、誤編集を防止するため廃棄した。

(2) 資問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書の内容は、諮詢庁の上記(1)アの説明のとおりと認められ、その保存方法を踏まえると、本件対象文書について電磁的記録は保有していない旨の諮詢庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣情報調査室において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、内閣情報調査室において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久